

「低アルコールリキュールの特定の事項の表示に関する自主基準」の一部改正

改 正 後	現 行
<p>低アルコールリキュール等の特定の事項の表示に関する自主基準</p> <p>第1条から第10条の条文中、「低アルコールリキュール」について、「低アルコールリキュール等」と改正する。</p> <p>(目的) 第1条 (省略)</p> <p>(定義) 第2条 この基準で「低アルコールリキュール等」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に規定するリキュール<u>並びに同条第20号に規定するスピリッツ</u>のうち、アルコール分10度未満のものをいう。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第3条～第10条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この基準は、平成28年7月26日から施行する。</u> <u>なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。</u></p> <p><u>2 低アルコールリキュール等以外の酒類についてこの基準により表示することは差し支えない。</u> <u>なお、低アルコールリキュール等以外の酒類で低アルコールリキュール等に類似するものについては、この基準に準拠して表示する。</u></p> <p><u>3 当組合の組合員が海外で製造された低アルコールリキュール等（上記附則第2項の酒類を含む。）を輸入し、自己の商標を付して販売する場合は、この基準に準拠して表示するよう努める。</u></p>	<p>低アルコールリキュールの特定の事項の表示に関する自主基準</p> <p>(目的) 第1条 (省略)</p> <p>(定義) 第2条 この基準で「低アルコールリキュール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に規定するリキュールのうち、アルコール分10度未満のものをいう。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第3条～第10条 (省略)</p> <p>(新規)</p>